

災害対策本部ニュース

No. 1
2019年
10月16日

【発行】日本共産党災害対策本部

fax tel (022446) 22715991 41

浸水被害区域で、避難所で、寄せられた声を、県と市に要望として伝えました

【緊急要望書】=14日お昼頃提出

- 1、激甚災害指定を急ぐよう政府に要望してください。
- 2、広範囲に浸水被害が広がっている平窪や赤井地域、好間地域、遠野町滝地区などをはじめ、被害の全体の把握を急いでください。
- 3、平を中心に4万5千世帯に及ぶ断水の一時も早い復旧に努めるとともに、給水所の開設・増強と周知を徹底してください。浸水被害などが特に深刻な地域では、安否確認と一緒に玄関口まで給水車がまわるようなきめ細かい給水活動を実施してください。
- 4、避難所でのプライバシー確保や温かい食事の提供など、避難生活の質の改善に努めるとともに、高齢者や精神疾患患者などいわゆる避難弱者に対応できる「福祉避難所」を緊急に開設してください。医師・薬剤師の巡回など専門家との連携を強化してください。
- 5、東日本大震災時の教訓をいかし、民間の宿泊施設を借り上げて提供するなど、安定して生活がおくれる2次・3次避難所を早期に開設してください。
- 6、災害ゴミの扱いについて、緊急にゴミ集積所を設置してください。玄関先まで運び出されたゴミの集積所への運搬を急ぎ、被災者の不安を軽減してください。ボランティアを募るなど私有地内のゴミ搬出も支援してください。
- 7、県・市として生業の回復、被災者の生活再建を支援するとともに、国の住宅再建支援の対象拡大、再建支援金の上限500万円への引き上げなどを政府に要望してください。
- 8、健康保険証や現金を根こそぎ流されてしまった被災者も少なくないことから、医療費自己負担の減免などを幅広く実施してください。
- 9、ショートステイなどの介護施設を利用中の帰宅困難者の個別の実情を県・市としてつかみ、利用延長など実態に応じた措置を検討してください。

【第一次要望書】=15日夕刻提出

- 1、浸水被害区域では、飲料水もさることながら、どのお宅でも水害の後片づけなどに使う生活用水を緊急に必要としていました。多くの自家用車が水没して運搬手段がないという声もあることから、浸水被害があった地域に給水車を集中させ、各家庭に生活用水を届けてください。
- 2、指定されたゴミ集積所までゴミを運搬できない被災者も多いことから、家屋からの運び出しもふくめ、災害ゴミの撤去・運搬を支援してください。
- 3、入浴ができる施設の広報周知・施設拡大とともに、被害地域から各施設への移動手段を市として提供してください。歩いて行ける範囲への臨時入浴施設設置の方法もご検討ください。
- 3、二階は無事だが寝具が水没して十分に休めないというお宅も多いことから、緊急に寝具の貸し出しをおこなうなどの手立てをとってください。同様に冬服が濡れてしまつて着られないという声にこたえるため、防寒着・厚手の洋服・下着などを募って浸水地域に届けてください。
- 4、水没自動車の撤去・移動などを促進し、被害地域への移動の円滑化をすすめてください。
- 5、ボランティアーズの把握に努め、ボランティアの募集・配置を急いでください。
- 6、水道が通っている学校をはじめとした公共施設を、給水所として解放してください。



避難所で不安な夜をすごす住民を見舞う吉田英策県議=12日



宮川えみ子・吉田英策両県議先頭に県・市に緊急要望=14日



浸水被害地域を訪問し状況を聞き取る行動を開始=15日



床上浸水した好間地域の被災者宅を訪問、状況を聞く=15日